

令和5年度

匝瑳市地域農業経営基盤強化促進計画等策定検討会

(第3回) 資料

令和6年3月

匝瑳市地域農業経営基盤強化促進計画等策定検討会
正副会長の選任について

会長	
団体名（役職）	
氏名	

副会長	
団体名（役職）	
氏名	

第1号議案

実質化された人・農地プランの更新（案）について

1 実質化された人・農地プランについて

(1) 「人・農地プラン」とは、①「人」の問題、5年後、10年後を見据えた地域農業をけん引していく人材の確保。②「農地」の問題、農地集積・集約化や、ほ場整備事業といった、地域農業を担う者が農業経営を行いやすい環境の整備。この二つの問題に対する方向性や展望をまとめた計画（プラン）である。

(2) 令和元年度に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）が一部改正され、今後は、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、土地改良区、JAなどの関係機関と農地中間管理機構が一体的な体制をつくり、「人・農地プラン」を核に農地の利用集積・集約化を推進していくこととされた。

匝瑳市においては、この改正に伴い、市内12地区について、人・農地プランを「実質化」済みである。

2 法制化に伴う今後について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案が令和5年4月に施行され、人・農地プランは、「地域計画」として法定化された。地域計画が策定されるまでの期間については、人・農地プランを更新・策定する。

3 今回の更新内容について

(1) 主な変更点

①新規加入

氏名	地区	属性	営農類型
■■■■■■■■■■	市外（成田市）	認農法	養豚
■■■■■■■■■■	豊和	認農	花き・花木
■■■■■■■■■■	豊栄	認農	水稻
■■■■■■■■■■	市外（横芝光町）	認農法	水稻
■■■■■■■■■■	市外（旭市）	認農	水稻＋露地野菜 （食用ナバナ）
■■■■■■■■■■	市外（旭市）	認農	水稻＋露地野菜 （ヤマイモ）
■■■■■■■■■■	吉田	認農法	稲作＋露地野菜 （ネギ）＋牧草

②変更（農業者属性の変更）

氏名	地区	営農類型	変更となる属性
■■■■■	豊和	水稲+露地野菜	認農⇒到達者
■■■■■	平和	施設野菜(イチゴ)+水稲	認農⇒到達者
■■■■■	野田	養鶏(採卵鶏)+酪農+酪農飼料製造+生産物販売+露地野菜	認農法⇒到達者
■■■■■	共興	植木	認農⇒到達者
■■■■■	栄	植木+水稲	認農⇒到達者
■■■■■	匝瑳	植木	認農⇒到達者
■■■■■	飯高	水稲+露地野菜	認農⇒到達者
■■■■■	椿海	水稲+露地野菜	認農⇒到達者
■■■■■	野田	水稲+露地野菜	認農⇒到達者
■■■■■	須賀	養豚	認農法⇒到達者
■■■■■	椿海	水稲	認農⇒到達者
■■■■■	椿海	水稲	認農⇒到達者
■■■■■	椿海	水稲+植木	認農⇒到達者
■■■■■	豊和	施設野菜+水稲	認農⇒到達者
■■■■■	平和	植木専作	認農⇒到達者
■■■■■	野田	植木専作	認農⇒到達者
■■■■■	栄	施設野菜+水稲	認農⇒到達者
■■■■■	椿海	花卉+水田作業受託	認農法⇒到達者
■■■■■	豊栄	水稲+施設野菜	認農⇒到達者
■■■■■	共興	施設花卉専作	認農法⇒到達者

氏名	地区	営農類型	変更となる属性
■■■■■	豊和	露地野菜+水稲	認農⇒到達者
■■■■■■■■■	吉田	露地野菜+その他	認農法⇒到達者
■■■■■■■■■	豊栄	稲作+麦類作	認農法⇒到達者
■■■■■	中央	施設野菜+水稲	認農⇒到達者
■■■■■	栄	水稲+露地野菜 (ネギ)	認農⇒到達者
■■■■■	共興	露地野菜	認農⇒到達者
■■■■■■■■■	野田	養鶏(採卵鶏)	認農法⇒到達者
■■■■■	豊和	露地野菜	到達⇒認農
■■■■■■■■■	須賀	露地野菜	到達⇒認農
■■■■■■■■■	豊和	養鶏	認就⇒到達者
■■■■■■■■■	椿海	水稲+露地野菜	認就⇒到達者
■■■■■	中央	露地果樹	認就⇒認農
■■■■■■■■■	野田	露地野菜	認就⇒認農
■■■■■	野田	露地野菜	認就⇒到達者

③削除

氏名	地区	属性	営農類型
■■■■■	椿海	認農	水稲+植木
■■■■■	中央	認農	豆類+いも類
■■■■■	野田	認農	露地野菜+水稲

(2) 中心的経営体の内訳

①認定農業者(個人)	182件(197件)
②認定農業者(法人)	30件(34件)
③認定新規就農者	3件(8件)
④基本構想到達者	121件(92件)
【合計】	336件(331件)

※カッコ内は令和4年度数値

第2号議案

椿海地区地域計画（案）について

（1）地域計画とは

改正された農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に施行され、この中で、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めることが明記されました。これを受け、匝瑳市においても、現状の「人・農地プラン」の後継計画として、令和6年度末までに「地域計画」を策定する。

（2）椿海地区地域計画（案）について

椿海地区については、千葉県により、地域計画の重点サポート地区に指定されているため、他地域より先行して計画策定を行う。

同地区では、基盤整備事業における担い手等に関する計画が既に成立しており、これまで話し合いが進められてきたことから、地域計画に位置づける「農業を担う者」は、現状の中心経営体とする。

目標地図（素案）は、基盤整備事業内の計画の中で予定されている農地利用図を基礎として作成、2月に農業委員会より提出された。

地域計画の工程の1つである「協議の場」は、以下の2回にわたり実施。協議結果を市ホームページで公表している。

- ・令和5年10月23日 春海・椿海・豊和地区環境保全会
- ・令和5年12月12日 匝瑳市飼料用米推進協議会生産者部会

なお、令和6年度には、同年度内に実施予定のアンケート結果を基に計画に反映（更新）予定である。

（3）椿海地区地域計画策定までのスケジュール

2月中旬	【済】目標地図（素案）作成。
2月21日（水）	【済】椿海地区説明会
3月上旬	【済】関係機関意見聴取（農業委員会、JA、土地改良区等）
3月22日	本検討会による協議、協議結果を市長へ報告
令和6年度中	公告・縦覧（2週間）

（4）関係機関からの意見聴取結果

匝瑳市農業委員会より、①地域計画策定エリアに関する事、②営農型太陽光発電事業に関する事について、意見があった。

その他、関係機関からは意見なし。

（5）今後の予定

令和5年度中に予定していた公告を令和6年度中の公告とする。（農業事務所と調整済み）